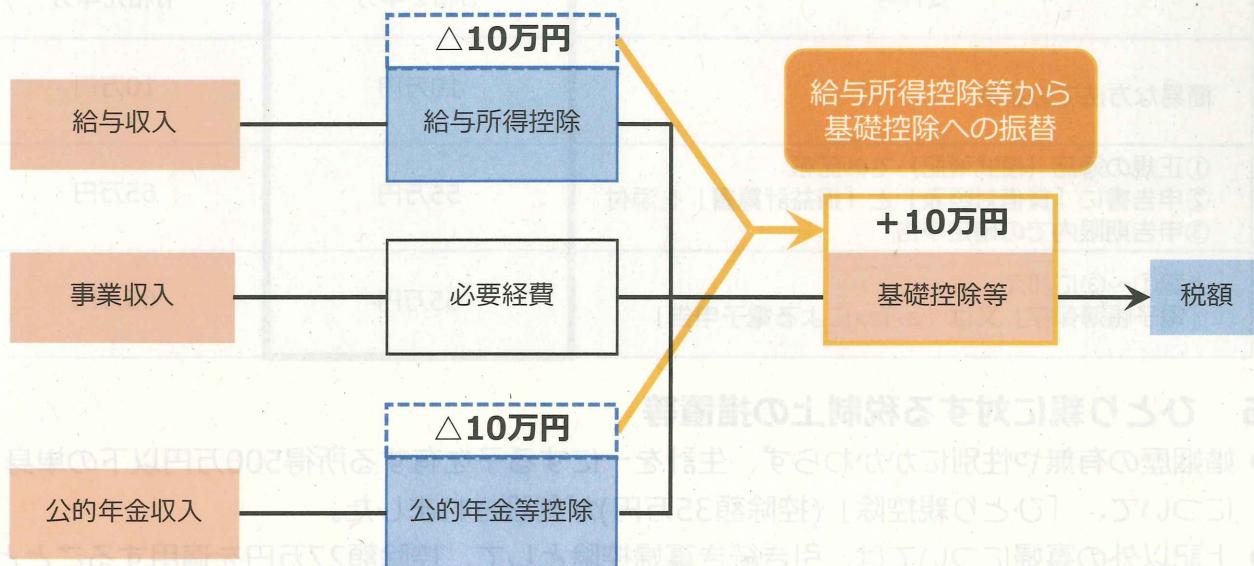


令和2年分の確定申告から適用される主な税制改正について

1 紦与所得控除等から基礎控除への振替

- ・ 索与所得控除及び公的年金等控除の控除額が10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げされました。



2 索与所得控除の改正

- ・ 索与収入が850万円を超える方の控除額が195万円に引き下げられました。
- ・ 子育て世代等に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する方には、負担増が生じない措置が講じられています（所得金額調整控除）。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	令和2年分	令和元年分
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	その収入金額×40% - 10万円	その収入金額×40%
180万円 超 360万円以下	その収入金額×30% + 8万円	その収入金額×30% + 18万円
360万円 超 660万円以下	その収入金額×20% + 44万円	その収入金額×20% + 54万円
660万円 超 850万円以下	その収入金額×10% + 110万円	その収入金額×10% + 120万円
850万円 超 1,000万円以下	195万円	その収入金額×10% + 120万円
1,000万円 超	195万円	220万円

3 公的年金等控除の改正

- ・ 公的年金等収入が1,000万円超える方の控除額に上限が設けられました。
- ・ 公的年金等以外の所得金額が1,000万円超える方の控除額が引き下げられました。

4 基礎控除の改正

- ・ 基礎控除が38万円から48万円に引き上げられるとともに、合計所得金額が2,400万円超える方の控除額が引き下げられ、2,500万円超える方の控除が廃止されました。

5 青色申告特別控除の改正

- 65万円の青色申告特別控除の適用要件に「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」が追加されました。
- 詳しくは、「令和2年分の所得税確定申告から65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります（リーフレット）」をご確認ください。

要件等	令和2年分	令和元年分
簡易な方法での記帳	10万円	10万円
①正規の簿記（複式簿記）での記帳 ②申告書に「貸借対照表」と「損益計算書」を添付 ③申告期限内での確定申告	55万円	65万円
上記①～③に加え、 「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」	65万円	65万円

6 ひとり親に対する税制上の措置等

- 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する所得500万円以下の単身者について、「ひとり親控除」(控除額35万円)が創設されました。
- 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額27万円を適用することとし、所得制限（所得500万円）が設けられました。

【本人が女性の場合の控除額】

		死別	離別	ひとり親
扶養親族	子あり	35万円	35万円	35万円
	子以外	27万円	27万円	-
	無し	27万円	-	-

【本人が男性の場合の控除額】

		死別	離別	ひとり親
扶養親族	子	35万円	35万円	35万円
	子以外	-	-	-
	無し	-	-	-

7 チケット寄附税制の創設

- 新型コロナウイルスの影響により一定のイベントの中止等をした主催者に対して、入場料等の払戻しの請求をしなかった場合のその入場料について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とされました。

パソコン・スマホから確定申告！

「国税庁ホームページ」へアクセス！！

確定申告



- 税務署に行く手間がかかりません！
- 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- 印刷して郵送等で税務署へ提出することができます！

(注) 確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

661万人が利用

確定申告書等作成コーナーの
利用者の感想

94%の方が役立つ

回答



国税庁 法人番号7000012050002

2020.9